

「松伏町ホームページ」広告掲載に関する仕様書

「松伏町有料広告取扱要綱」に基づき、「松伏町ホームページ」に掲載する広告の取扱に関して、必要な事項を定めるものである。

広告の掲載位置について

「松伏町ホームページ」とトップページで町長が指定した位置とし、最大8枠とする。

広告の掲載規格について

- (1) 大きさ 1区画につき縦55ピクセル×横200ピクセルとする。
- (2) 形式 GIF、JPEG形式とする。(アニメーションは不可)

広告表現について

(1) 禁止表現

町ホームページに広告を掲載するにあたって、次の広告の表現は、閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりする恐れがあるため禁止とする。

- ①「閉じる」、「キャンセル」、「×」などのボタン
- ②アラートマーク（「警告」、「注意」など警告を発しているかのような誤解を与えるもの）
- ③ラジオボタン（選択が可能であるような誤解を与えるもの）
- ④テキストボックス（入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの）
- ⑤プルダウンメニュー（下に選択肢があるかのような誤解を与えるもの）

(2) 町ホームページとの区別化

閲覧者が、町ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同する恐れがある表現、または、閲覧者が本町の事業であると誤解しやすい表現を使用してはならない。

(3) 解像度

文字やイラスト等の解像度については、適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

広告掲載料について

松伏町有料広告取扱要綱に基づき、町長が定めた額とする。

サイズ	掲載料（1回）	備考
縦 55ピクセル×横 200ピクセル	10,000円	約 16,000アクセス/月

広告の申込みについて

広告の申込みについては、松伏町有料広告取扱要綱に基づき、様式第1号に必要書類を添付し、申し込むこととする。

広告の掲載期間は、1か月単位とし、1回の申し込みで掲載できる期間は、年度内の最長12か月とする。

その他

その他の事項については、松伏町有料広告取扱要綱に基づくものとする。